平成２８年（フ）第２３号
横浜市神奈川区松見町２丁目445番地　コーポ赤沼102号
債務者　吉野久美子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９号
横浜市緑区青砥町172番地23　エヴェナール横浜103号
債務者　齊藤　　稔
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４２号
釧路市美原１丁目22番6407号
債務者　増井　翔太
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４３号
釧路市美原１丁目22番6407号
債務者　増井　春花
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４８号
釧路市愛国東４丁目25番３号
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
栃木県足利市五十部町449番地１　マンションみえ203
債務者　棚崎　　広
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第７０４号
静岡市駿河区用宗２丁目26番26号
債務者　松田真理子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
静岡市清水区下野中15番14号　コモエスタ杉山Ｂ101号、旧住所静岡市清水区蜂ヶ谷304番地の１　ヤハタＡ102
債務者　後藤　妙子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２４５号
横浜市港北区下田町６丁目３番25号　サンヒルズ日吉101
債務者　中島　　一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６０号
横浜市港南区下永谷５丁目80番15―303号
債務者　金子亜由実
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３８号
神奈川県鎌倉市山ノ内803番地
債務者　塩谷　文子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保766番地
債務者　牧田　全弘
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０１０号
福岡市東区千早２丁目３番41号
破産者　株式会社ピーエスティー
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７０号
福岡県古賀市日吉３丁目25番33号　ロジュマンＫ202号
破産者　城市　健舟（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３５号
福岡市東区和白３丁目12番25号
破産者　株式会社ＬＩＮＫ　ＳＥＣＵＲＩＴＹ
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２号
千葉県いすみ市岬町和泉417番地
破産者　大洋コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

第明治三十五種郵便物認可　三月三十一日